

■議案第19号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）第 6 条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 14 号）第 7 条が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものです。

【提案理由】

平成 27 年 1 月 16 日に公布された「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）により、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の見直し等が行われました。

また、平成 28 年 2 月 5 日に公布された「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 14 号）では、介護予防認知症対応型通所介護サービスの基本方針や人員及び設備に関する基準・運営に関する基準、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスに関する基準及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの内容等について、見直しが行われました。

これに伴い、関連する条例の改正が必要となりました。

【施行期日】

平成 29 年 3 月 31 日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【改正根拠法】

- 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 14 号）